主な許可要件の事前相談時必要な書類

※相談内容によっては、書類が下記で示されたもの以外も必要になる場合があります。

※事前相談時は、公図等についてはコピー可（本申請では原本が必要となります。）

愛知県開発審査会基準第1号　分家住宅（一般分家）

事前相談資料

①建築理由書

②住民票（分家居住予定者、本家居住者）

③戸籍謄本（申請者世帯・本家世帯・申請地の線引き前所有者）

※家系図も添付することが望ましい

④名寄帳（申請者・配偶者・申請者の直系血族のうち尊属・申請地の所有者）

※刈谷市発行のもののみ、所有がない場合は無資産証明を添付

⑤位置図（所有地一覧）

※所有地一覧表（利用状況や建築地として適さない理由等を併記したもの）も添付

⑥位置図（申請地）

⑦公図の写し

⑧土地の登記事項証明書（申請地）

⑨土地の閉鎖謄本（申請地の線引き前所有者が確認できるもの）

⑩その他建物資料（現時点で作成済みのもののみで可）

　※土地利用計画図、給排水計画図、平面図、立面図、地積測量図等

愛知県開発審査会基準第17号　既存の宅地における開発行為又は建築行為等

1. 位置図（申請地）50戸連たん状況
2. 土地の公図の写し
3. 土地の登記事項証明書
4. 閉鎖謄本（必要に応じて）